

平成25年白老町議会総務文教常任委員会協議会会議録

平成25年 9月20日（金曜日）

開 会 午後 0時50分

閉 会 午後 1時15分

○会議に付した事件

- 1.（仮称）食育・防災センター建設工事について
-

○出席委員（6名）

委員長 小西秀延君	副委員長 山田和子君
委員 吉田和子君	委員 齋藤征信君
委員 本間広朗君	委員 前田博之君
議長 山本浩平君	

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

副 町 長	白崎浩司君
建設課長	岩崎勉君
会計課長・会計管理者	熊倉博幸君

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長	岡村幸男君
主 査	本間弘樹君

◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） ただいまより総務文教常任委員会協議会を開催いたします。

（午後 0時50分）

○委員長（小西秀延君） それでは、協議事項といたしまして、（仮称）食育・防災センター建設工事についてでございます。

町側からの説明をお願いいたします。

白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 食事前ということで、お時間いただきまして申しわけございません。きょうは、今後の取り扱いということで説明させていただきます。火曜日にご説明したことと大きくは進展してございませんが、その後の諸工事の取り扱いについての考え方をこれから説明させてもらいたいというふうに思います。

当初、入札執行を12日に行いましたけれども、最初に建設施設主体工事の入札を行いました。その時点で辞退があったということで、他の付随する関連工事については延期といたしますか、そういうような取り扱いで判断して中止しました。考え方としては、主体工事が辞退ということですから、それに関係する付随工事を入札して、議会にかける事案ですから、その後執行したとしても議案として提出は難しいだろうという判断のもとで中止を判断いたしました。

今般ご説明するのは、その他の工事のことですが、全体的に他の工事の執行状況はどうかということが判断できない、いわゆるその他の工事も落札するのか、入札するのかという判断ができないこと。ということは、工事金額に変動があるのかもしれない。そういうことが判断できないということが1つです。

それから、この前お話ししました消費税については、10月1日以前の契約は経過措置で5%の消費税、従前の消費税というような話で、10月1日以降については8%の消費税というようなお話で、工事としては10月1日以降になるだろうから8%のというようなお話をしました。その後の精査で、9月中に仮契約を結んだ場合、仮契約もその経過措置の適用の対象になるということが判明いたしましたので、この際、中止、延期しております他の工事について、9月中に入札執行したいと思っております。このことについては、きょう金曜日ですけれども、きょうの昼から通知を出して、来週中に入札執行したいというふうに思います。今言ったとおり執行はしますけれども、その業者とは仮契約の締結の状態継続すると。当初の建設主体工事の調整ができて、執行できた時点で他の仮契約している案件についても同時に議会のほうに提案したいと。そういうスケジュールで今後進みたいという方向つきましたので、そのことについてきょう報告させていただきたいということで、お時間をいただきました。

以上です。

○委員長（小西秀延君） ただいま町側から説明があり、報告という形で本委員会協議会に上げさせていただきました。今の報告につきまして、ご質問等ございます方はいらっしゃいますでしょうか。

吉田委員。

○委員長（吉田和子君） 契約の状況がどうなのかということがわからないので、お伺いしたいと思います。1点は、今後その本契約の建設物のほかに5つですか。小さなほかの契約があるということで、その内容がわからない、どういうふうな向こうの入札も何もしていないからどれぐらいのものをを出してくるかわからないということがあるということでした。ということは、この建築本体がこうする、ああすると決まってこの入札をしたときに、そちら側が合わなくなつてまたやり直すということも可能性としては出てくるということですね。建物ができたとしても、そちらのほうがまた一からやり直しということになるのですね。そういう可能性はないとは言えないではと思いながら聞いていました。

それともう1点、主体のものの契約がまだできないうちは仮契約になると。仮契約でも消費税は5%というのは生きるのだと。ただ、わからなくてごめんなさい。仮契約は解約できるのですか。何のこちら側に負荷がかかってこないのか。その辺を教えてくださいたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 1点目です。そういう今言われたようなことがあっては困るので、応札の状況を確認したいという思いです。前は、建築主体工事だけの話を説明しました。それで、ある程度、例えば再執行できるというような状況になったときに再入札します。そのときに他の工事もやりますといったときに、今度は他の工事で応札できないというような状況になるとまた同じことの繰り返しになりますので、他の工事についての状況をまず把握しなければならぬという考え方です。

それと、2点目の仮契約のほうは、こちらの公告の中にも、議決を要する工事については白老町議会において議決後、工事請負契約を締結するものとし、それまでの間仮契約を締結するというような公告をしていますので、まず、仮契約をするという条文が入っているということと、仮契約なので、あくまでもそれが本契約に至らなかったというときに、瑕疵だとか、それから何か損害ということは発生しません。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） 今後残っている、入札をしなかった分のまた差額がもし出てきたら、今本体もこれから防衛庁と協議しますね。これを先にやっておくと、もしその差額が出てきたら、それも含めて相手に交渉できますね。そうでないと一つずつになってしまいますね。だから、そういうメリットはあるのかと思って今ちょっと聞いたのですけれども。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今言われたそのとおりです。私どもも何度も何度もということにも当然なりませんので、やはり全体を把握しなければ本当にどのぐらいの差があるのかと。建築主体工事はこの前説明したとおりの差がありますけれども、そうしたらほかの工事はどうなのといったときに、当日の判断としてはそういう判断をしましたけれども、今冷静に考えると、そうしたらほかの工事どうなのということがわかりませんので、その分は執行はさせてもらうというふうに思っています。入札を執行するということです。

○委員長（小西秀延君） 齋藤委員。

○委員（齋藤征信君） 話を伺っていて、仮契約の方法というのは、あることは確かに間違いないですね。ただ、厳しい条件の中で、これから条件が厳しくなるということを前にして、仮契約ができるのかという問題があるような気がするのです。5つの工事というのもどういう工事なのかわかりませんが、それらの工事にかかる費用というのは上がっていくわけです。そういう中で、その5つの工事の仮契約というのはできるのかということがまず1点。

それから、本体の工事が不調だったと。本体の工事はこれから値段が下がっていくわけではないから、では、本体工事を予定どおりには押さえてはいるけれども、まず、とりあえずやらなければならないときにはやろうとしていた工事をやめて、青写真を幾分書き直すとか何かをして、工事を延期するだとか何とかという形で代金を合わせていかなければならないということが出てくるのかという気がするのです。だからそうすると、本体がそういうふうに工事を変更していけば、このその他の工事というのかなりの変更が起きるのではないか。それを契約して構わないのかという、その辺がよくわかりません。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 現在示している工事内容、これに基づいて当然積算してきています。今建築主体工事のほうで辞退したというような要因になったことが考えられるのは、実勢価格との差と、それから、見積り工事の差がありますというようなことで、具体的にはちょっとこちらに建設課のほうの担当になりますけれども、聞いているのは、やはり型枠工だとか、そういう部門での実勢価格との差と、今他の工事がどういう工事だというのは、電気と給排水、それと、空調・暖房と厨房工事管理業務、そういうようなことなものですから、今直接的に建築のほうの実勢価格との差と、それから、他の工事にどの程度の実勢価格との差があるというのは、私どものほうは他の工事についてはそんな差がないというふうに思っています。

それから、消費税の話は先ほどの説明のとおりです。今9月いっぱいには仮契約をすれば、それは継続するということですから、消費税については物を買う分については反映しないと。8%のほうには、ですから、それはそんなに影響はないというふうに思っております。

2点目、建築主体工事が今後どうなるのか、それによって他の工事もどうなるのかということだと思います。基本的には、必要最小限の工事内容ということで出して、こちらでも設計していますので、規模縮小云々というのはちょっと考えられないというふうに押さえているのです。ただ、果たして今出している見積もりとの差がどのように縮まるのか。それについては、申しわけないですが、そこも含めてやはり全部の中身を検討しなければだめだと思っています。ただ、今言われるように、工事の中身、内容が変わればこれは全部影響します。例えば、建物が小さくなったとなれば全部影響しますので、これは仮契約の時点で示したものでやっていますけれども、もともとは、それが改定されれば改めて仮契約の部分で落札業者と、方法としてはちょっと正解な回答にはなりません、一度仮契約した業者と随意契約という形が妥当ではないかと思っています。方法論としては、ただ、今言われるように、本体工事が変われば他の工事についても当然変わってくる。電気工事も変わりますし、給配室も変わります。そういう形になろうと思っています。

○委員長（小西秀延君） 齋藤委員。

○委員（齋藤征信君） 何だかすっきりわからないのだけど。後で聞いたほうのことで、金額が大きくなって入札が不調になったということがあるわけです。そうすると、今の青写真を全部縮めてしまって工事を小さくしてやるのだったら話は別だけれども、今ここまできて、これから青写真をまた小さくしますということにはならないだろうと思うのです。だとすれば、今この状況を切り抜けるためには、今急がないで、急がない部分の工場を全部カットしてしまって、そして応札できるような値段に切りかえて、工事のできない部分は後に延期するだとか、何かそうやって切り抜けるという方法しか今見当たらないという気がするのだけど、そうではないのですか。そういうふうに、そうやって切り抜けるしかないのではないですか。

○委員長（小西秀延君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 今回の食育センターの設計ですけれども、一応必要なものということで、ここまでないとだめだという形で設計していますので、今の状況で給食センターを運営していくためには、言ったとおり何かを落とすのは、今は難しいというふうに考えています。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 説明はわかりました。他の5本の工事も、今現状を押さえておかないと全体を掌握できないということですね。

そうすると、本体工事は約6,000万円オーバーですと。仮に他の工事もオーバーするかどうか別だけれども、現状にしても、そのままにしておいても、本体工事はもう6,000万円出ているわけです。だけど、それは入札だとか金の話ではなくて、全体の施設との予算として、仮に6,000万円出ても、仮に防衛省がだめだったら6,000万円みますとか、6,000万円のほうにもいろいろかかるから1億円ぐらいになると思うけれども、それでもやってしまうのだという解釈なのか。今言ったように岩崎建設課長はもうできないと言うけれども、一つの例としてすれば、縮小して、今米飯も委託しているのだから米飯のラインだけはとって縮小すれば、ランニングコストも安くなるわけです。そこまでの考えを持っているのか。規定どおりふえても、仮に6,000万円か1億円かわからないけれども、それを出してももうやっていくのだという方向なのか。その部分を整理して議論していかないと、この枝葉の議論は、ただこちらの事務的な概算の費用を押さえるだけの話であって、我々とすれば大きな中でどういう判断があるのと、それによってこうだということ整理してもらわないと。木だけ見ても困るのです。その辺はどうですか。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 前回もお話ししましたがけれども、現時点で言えるのは木の部分だけです。ということは、全体を把握しないとだめだということで今やろうとしているので、今は木の部分がどうなのかということで、全体を見てそれは判断しないとだめだと思っていますので、今言えるのは木の部分だけです。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） それは私も前段で言いました。だからそれは今言った、今は木の部分でいいのだけれども、これは全体で6本出てくるわけです。そのときに、そういう全体の事業費とか、町の財政の中で見たときに、それを含めて全体的な森を見るという考えはあるのかと私は聞いているわけです。今枝部分やっているから、そこをそのまま個々の枝のまま積み上げ

ていって、それでやってしまうのだという言い方なのか、まず手段として一つずつ積み上げた中で全体の数字が出ると。そのときに財政計画も考えてどうするかというための一つの手段として諮っているのかということを知っているのです。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） ちょっと舌足らずだったのかと思いますけれども、前回のときにもお話ししました。同様の質問がありましたけれども、基本的には、今必要な施設ということで当初予算に計上させてもらいましたので、そういう考え方でいきますということです。

それと、全体が当然見えていないので、全体を把握した中で言えば、今言われるように全体の事業費を勘案した中でどう判断するか。これも当然2つ目には出てくるというふうに思っています。お察しのと通りの考え方でございます。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 山田です。業者さんが今回応札して仮契約するとします。それで、役場のほうとしてはその5%の消費税でそのまま済むのですけれども、業者は建設が始まってから、要するに物を購入する場合に翌年8%になってから物を購入するのではないかと思うのですけれども、そういうしわ寄せが業者のほうに行くのではないかという気がするのですけれども、その辺の見解はどうでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 実務的にどういうように購入して、あるいはどの時期に購入してというのは、個別には当然今の時点で私どももちょっと押さえきれない、業者さんの話なので押さえきれない部分があるのですけれども、一つの懸念としては、ちょっと考えられる部分だというふうに思います。ただ、対応策として、やはり仮契約を結んで、今後本契約、例えばあるとすれば本契約にいきますので、国の示している部分では、当然経過措置の適用があるということですから、やはり設計当初等々の中で防衛策といったらおかしいですけど、もう基準・規格決まっていますので、対応策として早めに買うというような方法が、今即答で答えられる部分としては業者さんがそこら辺の対応策といいますか、その辺をちょっと考えてもらえることなのかと。当然、在庫抱えるだとか何とかというのは現実的には大変だとは思っているのですけれども、それは設計当初に入る部分で対応を検討してもらえればというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） 山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） それと、業者の仮契約の入札ですから、安く落としておいて、後で落札業者と随意契約というお話があったので、そのときに、本当はこれだけかかる。みたいに上乘せされるような懸念というのはないのでしょうか。言っていることわかりますか。3社とか4社とかで争います。とりあえずこの仮のときに安く入れておいて、自分が仮契約者になりたいというふうに入ってくる業者がいて、落札業者になったのだから随意で契約できるときには1対1で交渉ができる、可能になるからという、腹黒い考えを持つ業者が現れないかという懸念ですけれども。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 先ほど、斎藤委員にお答えしたのは、実勢価格と差があってどうのこうのというようなお話の中でそのお話をしておりましたけれども、仮契約でもいいですが、本契約して、それから随意契約をしてどうのこうのということは、状況が変われば契約変更というのはありますけれども、そういうような説明がつかないものは契約変更ということはありませんので。

仮定の話なので、こうです、ああですというのは明確ではないですけれども、状況が変わらなければ契約変更というのはあり得ないということです。

○委員長（小西秀延君） ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） 以上をもちまして、総務文教常任委員会協議会を閉会いたします。

（午後 1時15分）